平成２３年（フ）第１５８５３号
東京都江戸川区東葛西７丁目12―13　藤美ハイツ２―102
破産者　荒川　ヒサ
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８７４号
千葉県船橋市緑台２丁目９―７―304
破産者　小川　清一
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９２０号
東京都港区北青山２丁目７番26号
破産者　株式会社オフィスピンアップ
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９２１号
埼玉県久喜市久喜中央１丁目15―73―109
破産者　荘司　珠美
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９２２号
埼玉県久喜市久喜中央１丁目15―73―109
破産者　荘司　　洋
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０１５号
東京都板橋区徳丸６丁目33―１―203
破産者　北川　　優
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０２３号
山梨県富士吉田市松山１丁目９番６号
破産者　株式会社織田建設
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０２４号
山梨県富士吉田市新倉226―１
破産者　織田　　実
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０２５号
山梨県富士吉田市新倉226―１
破産者　織田　春子
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０２６号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津6811―２―203
破産者　織田　吉城
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０２７号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津6811―２―203
破産者　織田　彩子
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０４０号
東京都世田谷区祖師谷４丁目２番11号
破産者　ＶｅｒｔｉｃａｌＨｏｒｉｚｏｎ株式会社
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０６２号
東京都北区赤羽西１―２―７　コーポ小川101、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区善福寺４丁目18番13号
破産者　有限会社ジェーブイ企画
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０６４号
東京都豊島区東池袋２丁目57番９号
破産者　有限会社アートショップ
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０６５号
東京都豊島区東池袋４丁目32―15―803
破産者　内田　幸男
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０８９号
東京都府中市天神町２丁目24番地の８
破産者　株式会社カッシーマ・ビジネス・タンク
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０９０号
東京都府中市新町２丁目32―４
破産者　鹿島　　淳
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０９１号
埼玉県さいたま市桜区田島５丁目20番24号
破産者　株式会社フューチャーリンク
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０９２号
埼玉県さいたま市桜区南元宿１―９―14、住民票上の住所東京都江戸川区春江町１丁目２―２―209
破産者　杉浦　　令
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１１３号
東京都大田区北千束１丁目59―11―402
破産者　高橋貴代子
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１２０号
千葉県松戸市栄町８丁目668番地
破産者　有限会社トレボ・ウィズ
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１２１号
千葉県松戸市栄町８丁目668
破産者　佐藤　克之
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部